

積み重ねられた議論は30時間以上

激しいやりとりにも怒号も飛び交い…



衆議院議員 自民党1期
藤沢 忠盛

自民党内には、「再審開始決定に対する検察の抗告を禁止すべき」との意見が根強くあります。

再審法—自民党本部7階の攻防

幾度となく議論されてきた場所であり、その空間には日本政治の記憶が染み込んでいるように感じられる。

テレビでよく目にする自民党本部。その7階にある会議室には独特の空気が流れている。やや低い天井の下に人が密集し、熱気と緊張感が入り混じる。長時間の議論が続けば、汗の匂いさえ漂う。国の重要政策が

策決定の現場である。会議の冒頭5分間だけは報道陣に撮影が許される。カメラのフラッシュが一斉に光り、シャッター音が鳴り響く。やがて報道陣が退出すると、会議室の扉は閉まり、空気は一変する。そこから先は真剣勝負だ。

この日開かれたのは、再審法改正をめぐる最後の自民党部会であった。部会とは、自民党所属議員が法案「冤罪は人生を奪う。」

の内容を徹底的に議論する場である。ここで了承された法案が委員会へ進み、その後、本会議で審議される。いわば法案の骨格を形づくる場所であり、立法院に身を置く者として最も重要な政策形成の現場だと考えている。

午後3時に始まった会議は夜7時まで続いた。しかし、それは一日の話に過ぎない。再審法をめぐる議論は無実でありながら長年拘束される苦しみ。家族との時間を失う苦しみ。そして死刑判決を受けながら無実を訴え続ける絶望。議論の中心には、そうした現実があった。

象徴的なのが袴田事件である。裁判所が再審開始を認めても、検察側の抗告によって手続きが長期化した。結果として、袴田巖さんが無罪を勝ち取るまでに約60年という途方もない歳月を要した。だからこそ、自民党内では「再審開始決定に対する検察の抗告を禁止すべきだ」という強い意見が根強い。冤罪被害者の救済を迅速に進めるためである。

1971年生まれ 事務所 豊田市神田町 1-5-9。国立豊田高専卒、同校元非常勤講師。金城学院大学、名古屋女子大学 元非常勤講師 昭和女子大学 環境デザイン学部 准教授を経て 2026年衆議院選挙にて初当選。慶応義塾大学大学院博士号(政策・メディア)取得、一級建築士。